

議案参考資料

[令和7年第4回定例会(12月)]

[担当課(室)係(担当)]

黒保根支所

地域振興整備課 産業振興係

議案名

議案第92号 指定管理者の指定について(桐生市利平茶屋森林公園)

趣旨・目的

桐生市利平茶屋森林公園の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

概要

桐生市森林公園の設置及び管理に関する条例第17条の規定に基づき、桐生市利平茶屋森林公園の管理を行わせるため、一般社団法人 KiKi を指定管理者として指定しようとするものです。

- 1 施設の名称 桐生市利平茶屋森林公園
- 2 指定する団体 桐生市黒保根町八木原32番地
一般社団法人 KiKi
- 3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで
(5年間)

背景・経過

桐生市利平茶屋森林公園(昭和62年開園)は、自然観察教育林に指定された国有林野に、森林を保護するとともに、その利用増進を図ることにより、市民の休養及び研修の場とするため設置された施設です。

レジャー施設の多様化や利用者ニーズの変化に伴い、利用者が年々減少している状況から、民間のノウハウや活力を取り入れることにより、利用者へのサービス向上や施設の管理運営を効果的に行えるようにするため、令和5年4月1日から指定管理者制度を導入しました。

桐生市利平茶屋森林公園の指定管理期間が、令和8年3月31日をもって満了となることから、次期指定管理者の選定に当たり公募による選考を行いました。その結果、地元人材の雇用及び物資の地元調達等による地域活性化並びに施設管理に対する意欲及び熱意が評価され、施設の適切な管理運営を行うことが可能である一般社団法人 KiKi を指定管理者の候補者として選定しました。